

様式第9号(第13条関係)

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
日東工営株式会社	東京都新宿区西新宿7-5-2	1-005955

2 指名停止措置期間

平成29年 7月31日 ～ 平成29年 8月30日 1か月間

3 指名停止措置の適用範囲 常陸太田市が発注する工事等

4 事実概要

日東工営(株)及び同社の取締役が、同社の業務に関し、労働者に対し建築物の解体作業を行わせるに当たり、石綿等による労働者の健康障害を防止するための調査、記録を行わず、粉じんによる健康障害を防止するための必要な措置を講じなかったとして、平成29年3月7日に名古屋簡易裁判所から労働安全衛生法違反により同社及び当該取締役がそれぞれ罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

日東工営(株)等が、労働安全衛生法違反で罰金刑に処せられたことは、「常陸太田市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」第2条第一項及び別表第2第15号(1)に該当する。

〈指名停止措置要領別表第2〉

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (1) 業務に関し、法令に違反したとき。 (2) ～ (3) 略	当該認定をした日から1か月以上9か月以内 当該認定をした日から1か月以上9か月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県常陸太田市総務部契約管財課契約検査係

茨城県常陸太田市金井町3690

電話 0294-72-3111